

○入札条件（電子入札 事前審査型／事後審査・申請型）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第2項の規定により、電子による事前審査型及び事後審査・申請型の一般競争入札について、公告文に定めるもののほか必要な事項を定める（電子による事後審査・ダイレクト型、郵便入札及び紙入札は別途入札条件を参照）。

1 システムの稼働時間

電子入札システム（ちば電子調達システムで運用するもの。以下同じ。）の稼働時間は、午前8時から午前0時までとする。ただし、システムメンテナンス等により、システムを停止することがある。この場合、ちば電子調達システムホームページのメンテナンス情報に掲載するものとする。

2 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 入札参加希望者は、入札書の提出前に競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより送信し、競争参加資格確認通知書を受領しなければならない。
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出は、締切日時に間に合うよう余裕をもって送信すること。当該申請書の送信期間を経過すると、送信できなくなるので注意すること。
- (3) システム障害等によって競争参加資格確認申請書がシステム上で送信できない場合、書面により提出することができる。ただし、この場合、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、承認を得ることが必要となる。
- (4) 書面により競争参加資格確認申請書を提出したものは、入札書の提出も書面により行うこと。

3 競争参加資格確認申請書提出時における必要書類の添付

- (1) 競争参加資格確認申請書の提出においては、市が案件ごとに用意する「調査票」を入札情報サービス等からダウンロードし、必要事項を入力の上、添付しなければならない。また、必要に応じて、実績、許認可、技術者等の入札参加条件を証する書類を添付しなければならない。
- (2) 競争参加資格確認申請書提出時において添付できる書類の数は10個までとし、合計容量は3メガバイト以内とする。

4 入札書の提出

- (1) 競争参加資格確認通知書を受領したものは、入札書の提出を電子入札システムで行うこと。

- (2) 入札書の提出は、締切日時に間に合うよう余裕をもって送信すること。入札書の送信期間を経過すると、送信できなくなるので注意すること。
- (3) システム障害等によって入札書がシステム上で送信できない場合、紙による入札をすることができる。ただし、この場合、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、承認を得ることを条件とする。
- (4) 紙入札方式に移行する場合は、入札書に、入札金額及び3桁の電子くじ番号を記載しなければならない。電子くじ番号を記載しない又は不明瞭である場合は、電子くじ番号は「000」と記載されているものとみなす。

5 入札書提出時における必要書類の添付

入札書の提出においては、市が案件ごとに用意する「内訳書」を入札情報サービスからダウンロードし、必要事項を入力の上、添付しなければならない。

6 入札の辞退

- (1) 競争参加資格申請書の提出後から入札書受付開始日時前までに辞退する場合は、書面により入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札書受付開始日時後から入札書締切日時までに辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を送信すること。ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後にあっては、書面により入札辞退届を提出すること。
- (3) 入札書締切日時後から開札日時までに辞退する場合は、書面により入札辞退届を提出すること。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けないことではない。
- (5) 開札後の入札辞退は、認めない。

7 無効となる入札

次の各号に該当する入札は、無効とする。ただし、「内訳書」及び「調査票」の不備に関しては、当分の間、原則として開札日当日に補正指示により再提出があった場合に限り、これを有効とする（ちば電子調達システム移行に伴う経過措置）。

(1) 全般事項

- ア 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- イ ＩＣカードの名義が本市に登録する入札権限を有する者の名義又は代表者と異なったカードを使用して入札した場合
- ウ 開札日より前に有効期限が切れるＩＣカードで入札書の送付を行った場合
- エ 入札書の送付時に、「内訳書」が添付されていない場合
- オ 入札書の送付時に添付した「内訳書」のすべてが未入力の場合

- カ 入札書の送付時に、当該案件以外の「内訳書」が添付されている場合
- キ 最低制限価格または低入札価格調査失格基準額未満の入札をした場合
- ク 再度入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札をした場合

(2) 個別事項

ア 内訳書

「入札書」の入札金額と入札書の送付時に添付した「内訳書」の合計金額（単価契約の場合で、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が一致しない場合

イ 配置予定技術者

(ア) 建設工事

競争参加資格確認申請書の送付時に添付した「調査票」における監理（主任）技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）の氏名（漢字）の欄の両方又は一方が未入力の場合

(イ) 業務委託

競争参加資格確認申請書の送付時に添付した「調査票」における（主任）技術者の氏名（漢字）の欄の両方又は一方が未入力の場合

ウ 許認可等

公告文において条件とする許認可等を受けていない場合又は許認可等が失効している場合

(3) 低入札価格調査

ア 低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書等の資料の提出を拒否した場合

イ 「入札時に提出した内訳書」と低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書に含まれる詳細な内訳書（以下「低入調査時の内訳書」という。）の各項目の金額が異なる場合

ウ 「低入調査時の内訳書」の各項目について、次に該当する場合

(ア) 必要な経費が盛り込まれていない場合

(イ) 下請業者や資材等の納品業者からの見積書の金額と整合性がない場合

(ウ) 社内留保金等から充当することを前提として、必要となる経費を計上していない又は過少に計上しており、低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断される場合

(エ) 予定価格の内訳に対し、直接工事費75%・共通仮設費70%・現場管理費70%・一般管理費30%（諸経費として一括して計上する場合にあっては、45%）のいずれかを下回る者で、その合理的な理由が説明できない場合

(4) その他、市長が定める入札条件に違反した場合

8 設計図書等の配付

入札に必要な設計図書等は、案件ごとに入札情報サービスからインターネットを利用したダウンロード方式にて配付する。

9 開札

- (1) 開札を執行する際、入札参加業者は、開札に立ち会うことができるものとする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子によるくじ引きを行い落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者決定通知は、当該入札に参加した者全員にシステムにより通知する。また速やかに入札結果をホームページ上に公表するものとする。

10 配置技術者等（建設工事の案件のみ適用）

- (1) 法律上又は契約上で技術者等の専任配置の要件がある場合は、他の案件で配置されている技術者等を配置することはできない。
- (2) 配置する監理（主任）技術者は、入札書の提出のあった日現在において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを要する。

11 再度入札

- (1) 開札した結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札は、原則として1回までとする。
- (3) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。
- (4) 1回目の入札で最低制限価格（低入札価格調査の案件については、低入札価格調査失格基準額）未満の価格の入札をした者又は当該公告文に記載する入札参加資格の登録状況、所在、若しくは工事にあつては総合評定値のいずれかの要件を満たしていない者は、再度入札に参加できない。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 異議の申し立て等

- (1) 入札をした者は、入札後、設計図書、仕様書及び説明等についての不明を理由として

異議を申し立てることはできない。

(2) 入札の執行は、本市の都合による場合及び入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において異議を申し立てることはできない。

1 4 その他

天災、広域的・地域的停電等又は電子入札システム等の不具合等の発注者側の障害によって競争参加資格確認申請書及び入札書の提出・受領等ができない場合には、提出締切日時及び開札日時の変更を行う場合がある。また、長期間復旧の見込みがない場合、入札を中止する場合もある。

1 5 前各項の規定は、電子による随意契約について準用する。

附 則

この条件は、平成18年1月12日から施行する。

附 則

この条件は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この条件は、平成19年1月10日から施行する。

附 則

この条件は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この条件は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

1 この条件は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3項の規定は、令和4年9月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。